

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針

熊本県立大学では5月11日、県内の新規感染者数が4月27日以降は1名しか発生していないことや、5月5日に開催された熊本県・熊本市合同専門家会議等の意見を踏まえ、対応方針（令和2年4月23日改定）を一部改正した。

その後、熊本県では5月12日に新型コロナウイルス感染症に係る地域区分を「感染拡大傾向期」から「感染確認地域」に引き下げ、また、国の新型コロナウイルス対策本部長は5月14日に感染の状況（疫学的状況）、医療提供体制及び監視体制の3点から総合的に判断し、熊本県を特定都道府県から解除することを決定した。

大学では、県内において4月27日以降新たな感染者は1名しか発生しておらず、現在も新規感染者発生が抑えられている状態が続いていること、また、県が新型コロナウイルス感染症に係る地域区分を「感染拡大傾向期」から「感染確認地域」に引き下げたことなどから、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針」のレベルをレベル3（制限大）からレベル2（制限中）に引き下げるとともに、「3つの密」を避けること、そして「人と人との距離の確保」や「手洗いなどの手指衛生」、「マスクの着用」等の感染防止対策を継続しながら、6月1日から、当分の間、次のとおり教育・研究等の取組みを進めていくこととする。

なお、大学では、「新型コロナウイルス感染防止のための対応指針」に記載しているとおり、仮に学生や教職員等に感染者が発生した場合には2週間の学校閉鎖をすることを予定していることから、大学内で感染者が発生しないよう3つの密を避けるなど感染拡大防止措置を講じることとするが、学生や教職員等にあっては、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけ、自身が感染しない、他人に感染させないように、基本的な感染防止対策を実践し、行動変容につなげることとする。

1. 感染予防対策について

（1）出勤・登校時における体調確認及び感染予防対策

- ① 出勤・登校前に体温測定を行い、自己の体調を把握すること。
- ② 発熱がある場合や、咳が続く、だるさや息苦しさがあるなど体調がすぐれない場合は自宅療養すること。
- ③ 教職員は、通勤混雑時における感染を回避するためにも時差出勤を積極的に行うこと。
- ④ 学生は、不要不急の来学はしないこと。

（2）職場での感染予防対策

- ① 学部長及び事務局の所属長は、日常的に教職員の健康状態を注視するとともに

に、教職員間でも互いに注意すること。

- ② こまめな手指衛生と咳エチケットを徹底すること。
- ③ 発熱等の風邪症状がみられるときは、出勤しないこと。
- ④ 窓口業務等対面で業務を行う場合には、マスクの着用や、対面する人との距離が2メートル以上とする等の対策を行うこと。
- ⑤ 外出先から戻った際や会議の前後、食事の前等、こまめに石けんによる手洗いや、手指消毒用アルコールによる消毒を行うこと。
- ⑥ 上記以外でも、職場単位での集団感染を避けるように常に心掛けること。
- ⑦ 教職員は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、在宅勤務を推進する。

(3) 会議・打ち合わせにおける感染予防対策

- ① 会議や打ち合わせについて、可能なものは延期又は中止、並びに書面等により行うこと。

なお、やむを得ず開催する場合には、発熱等の風邪症状がある者などは参加させないこと、また、参加人数を最小限とし、適宜、換気を行うなど、十分な感染予防対策を行うこと。

- ② 大学関係者以外の者が参加した場合には、参加者の氏名、所属、住所等を把握しておくこと。

(4) 教職員及び学生の出張・移動における感染予防対策

- ① 県外・国外への出張及び研修は原則として延期又は中止とし、非常勤講師等の来学についても同様とする。
- ② 教職員が兼業する場合においても、兼業先への移動については、①と同様とする。
- ③ 国外への不要不急の移動（私事の外出）は自粛すること。また、県外への移動（私事の外出）はできるだけ控えること。

2. 教職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応について

(1) 教職員が新型コロナウイルスに感染した（又は感染が疑われる）場合

- 教職員が新型コロナウイルスに感染した、又は教職員に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、学部に所属する教職員（非常勤職員含む。以下同じ。）は各学部長に、事務局及びセンターに所属する職員（非常勤職員含む。以下同じ。）は、各所属長（課・室・センター事務長。以下同じ。）に、非常勤講師は教務入試課長にその旨を報告すること。
- 上記の報告を受けた学部長、所属長又は教務入試課長は、当該内容を「新型コロナウイルス感染に関する報告書」により、総務課総務班に報告し、当該教職員に対して、「帰国者・接触者相談センター（保健所）（以下「相談センター」と

いう。)」や医療機関に相談させ、その指示に従うよう指示するとともに、相談センターの指示内容等を総務課総務班へ報告させること。また、他の所属教職員の健康状態を把握するなど必要な措置を講じるものとする。

- 教職員に係る感染者等の取扱いは、以下①～③のとおりとし、いずれの場合も、健康状態を総務課総務班へ報告した後、出勤することとする。
 - ① 感染者又は相談センターから指示され「帰国者・接触者外来」又は医療機関を受診した者は、医療保健関係者による健康状態が確認される日まで出勤停止とする。
 - ② 濃厚接触者と判断された者は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間の出勤停止とする。
 - ③ 高熱等の強い症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるときなどは、相談センターや医療機関に相談しその指示等に従い、医療保健関係者による健康状態が確認される日まで出勤停止とする。

(2) 教職員の同居家族等が新型コロナウイルスに感染した(又は感染が疑われる)場合

教職員の同居家族等が新型コロナウイルスに感染した、又は同居家族等に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、学部に所属する教職員は各学部長に、事務局及びセンターに所属する職員は、各所属長に、非常勤講師は教務入試課長にその旨を報告し、報告を受けた学部長、所属長又は教務入試課長は、当該内容を「新型コロナウイルス感染に関する報告書」により、総務課総務班に報告すること。

上記の報告を受けた学部長、所属長又は教務入試課長は、感染拡大防止の観点から、原則として、当該教職員に対して14日間の自宅待機を命じること。

3. 授業・イベント等について

(1) 授業

- ① 授業の取扱いについては、『令和2年度前学期の授業実施要領（改訂版3）』による。
- ② 学生が新型コロナウイルスに感染した（又は疑われる）場合の対応は次のとおりとする。
 - 学生が新型コロナウイルスに感染した、又は学生に新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、学生は電話又はメールにより、学生支援課又は教務入試課に報告すること。
 - 上記の報告を受けた課は速やかに授業科目の担当教員に連絡し、当該内容を「新型コロナウイルス感染に関する報告書」により、総務課総務班に報告するとともに、当該学生に対して、相談センターや医療機関に相談させ、その指示に従うよう指示するとともに、相談センターの指示内容等を報告させ

ること。

- 学生に係る感染者等の取扱いは、次のとおりとし、いずれの場合も、健康状態を学生支援課又は教務入試課へ報告した後、登校することとする。
 - ・ 感染者又は相談センターから指示され「帰国者・接触者外来」又は医療機関を受診した者は、医療保健関係者による健康状態が確認される日まで登校停止とする。
 - ・ 濃厚接触者と判断された者は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間の登校停止とする。
 - ・ 高熱等の強い症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるときなどは、相談センターや医療機関に相談しその指示等に従い、医療保健関係者による健康状態が確認される日まで登校停止とする。
- ③ 学生の同居家族が新型コロナウイルスに感染した（又は疑われる）場合の対応は次のとおりとする。
 - 学生の同居家族等が新型コロナウイルスに感染した、又は同居家族等に新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合は、学生は電話又はメールにより、学生支援課又は教務入試課に報告すること。
 - 上記の報告を受けた課は速やかに授業科目の担当教員に連絡し、当該内容を「新型コロナウイルス感染に関する報告書」により、総務課総務班に報告するとともに、感染拡大防止の観点から、原則として、当該学生に対して14日間の自宅待機を命じること。
- ④ 上記②及び③に係る者及び発熱がある場合や、咳が続く、だるさや息苦しさがあるなど体調がすぐれない場合で、自宅療養をした者には、回復後に救済措置を講じるものとする。
- ⑤ 教職員及び学生に感染者が発生した場合には、当該感染者の症状の有無や学校内における活動の態様、接触者の多寡、並びに地域における感染拡大の状況等を確認しつつ、臨時休業の必要性について県担当部局等と協議し、対応方針を決定する。

（2）授業公開講座、CPD講座、各種公開講座及び農業アカデミー

一般県民が参加する授業公開講座、CPD講座及び各種公開講座は、原則として中止する。また、農業アカデミーの開催については県と協議し決定する。

（3）大学が主催するイベント等について

- ① 大学が主催する不特定多数の者が集まるイベント（学会、セミナー、シンポジウム等含む。）等は、原則として延期又は中止する。
- ② 本学が主催する懇親会等は、原則として延期又は中止する。なお、私的な飲食を伴う会合・飲み会等も自粛すること。

4. 大学施設の使用について

大学施設の使用に当たっては、換気、利用人数の制限等十分な感染拡大防止措置を講じた上で、次のとおりとする。

- (1) 学生食堂、アリーナ、サブアリーナ、プール、テニスコート、トレーニング室及びグラウンド（授業及びサークルで使用する場合を除く。）は使用不可とする。また、学外貸付の対象となっている全ての施設の一般貸付は中止する（他施設では実施困難な国、地方公共団体の試験等を除く）。
- (2) 図書館への学生（学部生・大学院生）、研究員、教職員、名誉教授並びに非常勤講師以外の者の入館は制限する。
- (3) サークル棟（部室）は、更衣・道具の搬出入等短時間（概ね10分以内）の使用のみ認める。
- (4) 学生への感染防止策の周知を徹底するため、学生が集まる場所や各棟の入口付近に行動変容を促すためのポスターを掲示し、注意を促す。

5. 学生活動等について

(1) 就職活動等

- ① 各企業・団体の方針に従うこと。参加する場合は感染予防対策に十分に留意すること。
- ② 県外で採用選考が行われる場合は、先ずは方法や日程変更等について企業・団体に相談すること。
- ③ ②の対処を行ったうえでもなお、企業の採用選考でやむなく県外を訪れる必要がある場合はキャリアセンターに相談すること。
- ④ 就職相談員との対面での相談は、十分な感染拡大防止措置を講じた上で、実施する。また、インターネットを活用した遠隔相談を併せて実施する。

(2) 企業説明会

- ① 学内で行う合同企業説明会は、中止する。
- ② 学内で行う県内企業等による個別企業説明会については、感染防止対策を講じた上で実施する。

(3) 就職講座等

学内で行う就職活動セミナー、ガイダンス、公務員講座等は受講者を教室の収容人員の1/2以下とし、十分な感染拡大防止措置を講じた上で実施する。また、インターネットを活用し遠隔での実施が可能なものは実施する。

(4) サークル活動

- ① 学校外でのサークル活動（同好会、学生自治会に属する各種委員会活動、懇親

会を含む。)は禁止する。

- ② サークル棟（部室）は、更衣・道具の搬出入等短時間（概ね10分以内）の使用のみ認める。（再掲）。
- ③ 教室、アリーナ、グラウンド等の大学施設の使用に当たっては、換気、利用人数の制限等十分な感染拡大防止措置を講ずること。